

事業名：勤労者生活資金貸付事業

商工労働課 主査（商工労働）

政策	02 明日につながる産業の振興								
施策	04 就業環境の整備								
基本事業	03 福利厚生の充実								
開始年度	昭和42年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	

事務事業の目的と成果	
対象（誰、何に対して事業を行うのか）	
市内在住及び市内事業所に勤務する勤労者	
手段（事務事業の内容、やり方）	
市内同一事業所に1年以上勤務又は市内に1年以上在住し同一事業所に勤務する従業員を対象に、100万円を上限として一般生活資金等を融資する。	
意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）	
市内勤労者の生活安定を図る。	

指標・事業費の推移						
区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	市内事業所従業員数	人	32,675	32,675	31,342	31,203
対象指標2						
活動指標1	勤労者生活資金貸付制度預託額	千円	3,500	3,500	3,500	3,500
活動指標2						
成果指標1	新規生活資金利用者数	件	2	1	1	1
成果指標2	勤労者生活資金新規貸付金額	千円	2,000	500	300	3,500
事業費(A)		千円	3,500	3,500	3,500	3,500
正職員人件費(B)		千円	401	401	391	391
総事業費(A+B)		千円	3,901	3,901	3,891	3,891

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	市内同一事業所に1年以上勤務又は市内に1年以上在住し同一事業所に勤務する勤労者を対象に、100万円を上限として一般生活資金等を融資する。	・貸付金 3,500千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
勤労者に対するセーフティネット構築の必要性	
事業を取り巻く環境変化	
景気低迷の長期化により勤労者の給与が低下傾向で推移する中、勤労者の生活安定を図るための貸付制度が必要	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）	
(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠
勤労者に対して、何らかのセーフティネットを設定する必要がある。	
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠
勤労者の生活の維持・安定を図るための基礎的な事業である。	
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠
貸付件数は少ないが、勤労者の生活安定を図るために必要な制度である。	
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠
制度の周知により成果が向上する余地はある。	
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する方法はありませんか？	
ある なし	理由 根拠
市の独自制度として定着している。	